

有害生物駆除支援初動対応事業費補助金交付要綱

平成 29 年 3 月 30 日第 201600199190 号

鳥 取 県 農 林 水 産 部 長 通 知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 3 2 年 4 月鳥取県規則第 2 2 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、有害生物駆除支援初動対応事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、漁業に有害なヒトデ類を駆除すること、及び、駆除したヒトデ類を廃棄物処理することにより、漁業のできる漁場環境を早期に回復させることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第 2 欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第 3 欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第 4 欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年 12 月鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始予定の 2 0 日前までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号から様式第 3 号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 2 0 日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第 4 号によるものとする。

3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第 6 条 規則第 1 1 条第 3 号の知事が別に定める場合は、同条第 1 号又は第 2 号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第 7 条 規則第 1 2 条第 1 項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第 5 欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第 5 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第 8 条 規則第 1 7 条第 1 項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日が経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年3月30日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
駆除したヒトデ類の廃棄物処理	漁業協同組合等	駆除したヒトデ類の廃棄物処理に要する委託料	定額補助。 ただし、駆除したヒトデ類の量1kg当たり18円を上限とする。	補助対象経費の増額
ヒトデ類の駆除に要する漁船の操業		ヒトデ類の駆除を実施するための漁船操業に要する経費	定額補助。 駆除したヒトデ類の量1トン当たり60千円とする。ただし、1トンに満たない量は算入しない。	

様式第1号

平成 年度有害生物駆除支援初動対応事業費補助金
事業の実施に要する経費に関する調書（精算額算出内訳）

事業者名

1 駆除したヒトデ類の廃棄物処理

		(単位：円)						
補助事業	処理数量 (A)	処理数量に基 づく交付額 (B)	実支出額 (C)	交付上限額 (D)	選定額 (B)、(C)及 び(D)を比べて 最も低い額 (E)	交付額 (F)	交付決定額 (実績時のみ) (G)	差引過不足額 (実績時のみ) (F) - (G)
駆除したヒトデ の廃棄物処理	kg							

2 ヒトデ類の駆除に要する漁船の操業

		(単位：円)					
補助事業	駆除数量 (A)	駆除数量による交付額 (A) × 60千円 (B)	交付上限額 (C)	選定額 (B)と(C)と を比べて低い額 (D)	交付額 (E)	交付決定額 (実績時のみ) (F)	差引過不足額 (実績時のみ) (E) - (F)
ヒトデ類の駆除 に要する漁船の 操業	t						

(注) 駆除数量(A)欄はトン当たりで記載すること。ただし、1トンに満たない数量は切り捨てて記載すること。

3 交付額合計

(単位：円)

交付額合計

(注) 1の(F)欄及び2の(E)欄の合計額を記入すること。

様式第2号

平成 年度有害生物駆除支援初動対応事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容等

(1) 駆除したヒトデ類の処理

ア 事業の内容

イ 経費の支出内容

区 分	支出(予定)額	算 出 内 訳
	円	
合 計		

(注) 委託料は県内事業者が実施したものに限り。ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難であると県が認めた場合については、この限りではない。

(2) ヒトデ類の駆除に要する漁船の操業

ア 事業の内容

イ 漁船の操業内容

日 付	駆除数量	駆除活動の内容(事業を実施した海域、実施時間、駆除に当たった隻数等)
合 計	kg	

(注) 行が不足する場合は追加すること。

3 他の補助金の活用の有無

有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを○で囲み表示すること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

4 事業完了（予定）年月日

- 5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）
※消費税の取扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○をしてください。
- 6 その他添付資料
- (1) 事業実施（予定）海域の位置図
 - (2) 駆除したヒトデ類の処理に係る委託契約書及び検査調書の写し（実績報告時に添付すること）
 - (3) 事業実施状況を撮影した写真（実績報告時に添付すること）
 - (4) その他事業実施を証する書類（実績報告時に添付すること）
 - (5) やむを得ず、県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載した書類

様式第3号

平成 年度有害生物駆除支援初動対応事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

様

鳥取県知事

平成 年度有害生物駆除支援初動対応事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったヒトデ駆除支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、ヒトデ駆除支援事業費補助金交付要綱（平成27年 月 日付第201500055558号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

職 氏名 印

平成 年度有害生物駆除支援初動対応事業費補助金に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があった 年度ヒトデ駆除支援事業費補助金についてヒトデ駆除支援事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金交付規則等第18条に基づく確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）
金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額
金 円
- 4 要補助金返還相当額（3－2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額
金 円

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。